

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 2 0 年 1 月 2 9 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 2 時 5 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	北野委員長、吹田副委員長、千葉・中島・井川・斎藤(博)・ 成田(晃) 各委員		
説明員	福祉部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「真栄保育所移譲先法人公募者の選定及び引継ぎ等について」

(福祉)金子(文)主幹

真栄保育所を民間移譲するに当たり、移譲先法人候補者の選定及び引継ぎ等について報告いたします。

まず、昨年12月19日に開催されました第4回選定委員会で、7人の委員全員が60点以上の点数をつけ、移譲先法人候補者として社会福祉法人小樽四ツ葉学園が選定されました。

次に、引継ぎについてですが、民間移譲により4月1日から保育所運営を四ツ葉学園にお願いすることになり、移譲後は保育士等職員が全員かわり、保育内容等についても提案された保育方針等に基づき行われることとなります。民間移譲による保育環境の急激な変化は、突然初めて見る保育士ばかりという状況になることや、保育内容が著しく異なる場合には、子供たちに混乱が生じることが予想され、また保護者の方にとりましても、子供たちへの影響や新しい保育士と信頼関係を築けるかなどの心配、不安があると思いますので、環境の変化がもたらす子供たちへの影響を最小限にするため、また保護者の方の心配、不安を解消し、新しい体制での保育所運営に円滑に移行できるように引継ぎを行いたいと考えております。

引継ぎの具体的な内容としては、まず2月、3月の2か月間、四ツ葉学園の保育士3人程度を真栄保育所で受け入れ、保育内容を研修していただくことを考えております。また、真栄保育所には現在4人の臨時保育士がおりますが、この4人については、4月以降、四ツ葉学園の保育士としてそのまま勤務する予定でおります。この2月、3月の2か月間の研修で一応の成果があるとは思いますが、より円滑に移行するために民間移譲後4月1日から市の保育士、主任保育士と障害児担当を含む4人を4月、5月の2か月間、民間保育所での引継ぎ業務に従事させたいと考えております。

次に、移譲後の保育所運営についてですが、平成20年度は現在の真栄保育所の建物を使いますので、歳児別の定員や特別保育事業については、現在の真栄保育所と同じとし、保育所の開所時間は現在の午前7時45分から15分早くし、午前7時30分からとなります。また、平成21年度以降、新しい保育所移転後については、まず定員については80人を変更することはできませんが、歳児別定員についてはゼロ歳児を3人増やし6人とし、その分四、五歳児を3人減らして32人となります。特別保育事業としては、障害児保育を継続するとともに、ゼロ歳児は現在の生後6か月から生後57日以降の産休明け保育とし、そのほかに午後7時までの延長保育、一時保育を実施するという内容になっております。この引継ぎの関係と移譲後の保育所運営の内容につきましては、1月24日と25日の2回、保護者説明会を開催し、保護者の方に説明しております。

保護者説明会の出席状況については、全56世帯のうち、3月末で卒園する5歳児のみの世帯を除きますと、43世帯となりますが、1月24日が11世帯、25日が9世帯の計20世帯が出席され、出席率は46.5パーセントとなっております。保護者の方からは、移譲後の保育所運営についてのことや新築移転後の保育所についての質問、意見がありました。今回の民間移譲については保護者の方の理解は得られたものと考えております。

このようなことから、真栄保育所を民間移譲するため、第1回定例会に児童福祉施設条例の一部を改正する条例案及び不動産等の譲与の議案を提出する予定でおりますので、よろしく願いいたします。

委員長

「平成19年度介護保険事業特別会計補正予算の専決処分について」

(福祉)介護保険課長

平成19年度介護保険事業特別会計補正予算の専決処分について報告いたします。

資料の1枚目をごらんください。

まず、イメージ図におきまして、今回、介護保険制度の改正に伴い、平成19年度中にシステム改修の必要が生じたことを示しております。改正内容は、1、保険料激変緩和措置継続及び2、介護給付費適正化策の2点であります。以下、それぞれの内容につき説明いたします。

まず、1点目の保険料激変緩和措置につきましては、平成17年度の税制改正により、高齢者非課税制度が廃止となり、収入が変わらなくても市民税が非課税から課税になった人の介護保険料について急増することになったことから、平成18、19年度の2年間、激変緩和措置をしていたものです。この激変緩和措置は、平成19年度をもって終了の予定でしたが、国において税制改正の影響を受ける人について保険者の判断により、平成20年度も平成19年度と同じ額でもう1年継続することが可能であるとされました。当市では、平成18年度の保険料改定の際に、保険料が9.1パーセント上昇し、全道の市の中で一番高くなっていること、激変緩和措置を継続しない場合、保険料が最大で25パーセント上昇すること、平成15年度から積み立ててきた介護給付費準備基金に保険料軽減分約4,100万円を負担できる資力があること、以上の三つの理由から、平成20年度もこの激変緩和措置を継続するもので、このための電算システムの改修をいたします。なお、この激変緩和措置による保険料の推移等につきましては、資料の2枚目に示してあります。

次に、2点目の介護給付費適正化策につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に対応して、介護保険制度の給付情報と後期高齢者医療制度の給付情報を突合し、重複請求の防止等を行うためのもので、後期高齢者医療番号を備えた受給者台帳の整理を行い、その番号と介護保険被保険者番号との相互検索を行えるようにシステムを改修いたします。主要な効果としては、入院中における医療と介護の重複請求の誤りのチェックと防止に結びつけることを目的としております。

これらの改修内容につきましては、平成19年12月12日に国から通知され、平成19年度中の国庫補助対象となることが示されました。この補助申請に当たりましては、対象部分の処理を平成19年度末までに完了していることが必要となりますが、システム改修には1か月以上の委託作業日数を要する見込みであり、平成19年度の予算補正につきましては、第1回定例会での議決後ではその作業が間に合わないため、1月30日に専決処分を行う予定でございます。なお、この専決処分量につきましては、表に示しましたとおり、激変緩和措置継続分と介護給付費適正化策分を合わせまして改修経費330万9,000円、うち国庫補助金154万4,000円、市負担金176万5,000円となっております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

中島委員

真栄保育所移譲のための保護者説明会について

1月24、25日の保護者説明会で出された意見から何点が質問したいと思っております。

私も説明会には同席させていただいて、母親たちの話も聞いてまいりましたが、声を大にして保育所の民間移譲について反対だと、そういう意見はありませんでしたけれども、入園途中で保育園がかわる、そういう不安は大変大きく、少しでも不安解消の対応が必要だということは痛感いたしました。

今日の報告にあったこの質問、意見を見ても、保育内容についてやはり一番多く寄せられておりますし、保育内容を保障する保育士の配置問題、このことにかなり御意見があったと思っております。とりわけこの保育士の配置の問題

では、入所児童の定員が少なくなったときの数はどうなるのかといろいろな心配の声がありましたけれども、私は、去年の 9 月 21 日の厚生常任委員会で市内の保育所の保育士数について昨年 8 月 1 日時点の数を求めた資料をいただいております。ちょっと今回は入所人員の変更まで確認できないということで、この 8 月 1 日時点の市内の保育所の職員配置数を見てみたのですけれども、現在、公立が 7 園、認可保育所、民間が 13 園ということで、20 園ありますが、職員数の方は公立では 91 人、民間では 162 人ということで、その当時の数を聞いております。1 園当たりどのくらいの保育士の数かということ、12 人から 13 人と大きな差はありません。しかし、改めて正規職員の数で見ると、公立では 8.1 人、民間では 5.8 人、公立の方が 2 人ほど多い勘定になりますし、これが臨時職員とか短時間勤務職員の方々の数で見ると、公立では 4.8 人、民間では 6.6 人、1 園当たりの配置でやはり民間の方が臨時職員、短時間勤務職員の方々の割合が 2 人弱多くなっている。つまり、簡単に言えば、公立では正規職員が 2 人ほど多い、民間はその分 2 人ほど正規職員ではない職員が多くなっていると、こういう配置だということを資料で確認いたしました。この内容で大体間違いはないでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

そのとおりでございます。

中島委員

真栄保育所は現在 80 人の園児の定数に対して、保育士は 11 人ということですが、新法人になった段階で、4 月では何人の保育士の配置を予定しているのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

法人からの提案では、9 人ということになっております。

中島委員

この 9 人という配置の根拠と現在の真栄保育所の 11 人から 2 人減の理由というのですか、それはどうでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

9 人の根拠ですけれども、まず保育士の配置につきましては、歳児別の定員は、ゼロ歳児であれば児童 3 人に対し保育士 1 人以上、1・2 歳児であれば 6 人に対し 1 人以上、3 歳児であれば 20 人に対し 1 人以上、4・5 歳児については 30 人につき 1 人以上ということで、今回の法人側の提案につきましては、まず、あくまでも歳児別の定員を基に、国の基準に照らし合わせた保育士プラス障害児保育の部分と休憩代替という形で 9 名となっております。ただ、現在の真栄保育所は 11 人ということで、2 人ばかり少ない提案になっておりますけれども、真栄保育所は現在ゼロ歳児が定員 3 人に対して 7 人の子供が入所しておりますので、そこで当然保育士は 3 人ついております。ですから、今回の四ツ葉学園からの提案は、あくまでも現時点では入所児童がはっきりしていませんので、定員 3 人に対して 1 人という配置の部分で、そこで 2 人減となっております。

中島委員

実際に、現在真栄保育所に入所している園児数を、そのまま 4 月以降も本人たちの変更がない限りは引き継ぐこととなります。そうしたことを考えれば、ゼロ歳児の数が減るといふふうに考えているのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

当然、今いるゼロ歳児は、平成 20 年度に、誕生月にもよりますけれども、1 歳児に上がったりしますので、そういう部分でいけば、新しく 4 月以降ゼロ歳児が何名になるのかというのは、現在のところまだ申込みを受け付けている最中ですので、はっきりしていませんので、その辺については今の時点で何名の保育士が必要だということは、ちょっと答弁ができない状況であります。

中島委員

では、確認しますけれども、あくまでもこの配置数については、国の基準に基づいて 4 月 1 日の時点で入所数の子供の数とそれから年齢で、それにふさわしい配置をするというふうに理解していいですか。

(福祉)金子(文)主幹

当然、認可保育所ですから、国の基準は守らなければなりませんので、その時点での入所児童に対する必要な保育士というのは、確保されるということで考えております。

中島委員

他の民間保育所の数を見てみたのですけれども、杉の子保育園で80人に対して13人、相愛保育所で85人に対して職員10人、さくら保育園は定員60人に対して職員11人と、こういう状況を見てみると、やはり国の基準だとおっしゃっても、80人に対しての9人というのは、いささか少ないという実感を持つのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

まず、杉の子保育園ですけれども、1月1日現在の状況で申しますと、ゼロ歳児が定員6人に対しまして15人入所、相愛保育所はゼロ歳児定員8人に対し7人入所、さくら保育園につきましてはゼロ歳児定員6人に対し10人入所。あと全体的な入所率も100を超えているような状況です。ですから、どうしてもゼロ歳児とか1・2歳児の低年齢児の入所児童数が多くなれば、当然必要な保育士も多くなるということになりますので、あくまでも今回の提案は、歳児別の定員を基にした配置数となっておりますので、当然これにつきましては、ほかの保育所と同様、歳児別の入所児童数に合わせた保育士の配置になると、そのように考えております。

中島委員

さきの説明にあったとおり、4月以降の引継ぎの期間として、小樽市の職員である保育士を2か月の間4人残すと。その分を見込んでこの人数にしているということではないのですか。

(福祉)金子(文)主幹

これは当然4月以降、民間の方で国の基準に基づく必要な保育士は確保していただかなければならない。ですから、市で残る保育士4人というのは、あくまでも引継ぎ業務のために残りますので、その分は当然含まれないと、このように考えております。

中島委員

四ツ葉学園は今年度はこのまま引き継ぎますけれども、来年新しい保育園を設立した時点では、保育内容については変えていくというお話を言っていました。ゼロ歳児については、現在3人定員を6人にするというお話ですけれども、それも産休明けからすぐ受け入れるということで、現在の6か月児からの受入れとは、またちょっと違います。そうなったときの保育の受入れの保育士配置というのは、国の基準は3人に1人ですけれども、小樽市はゼロ歳の中でも6か月未満については、2人に1人ぐらいの配置というプラスアルファをこれまでやってきたというふうに聞いているのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。それで、民間の方については、そこら辺についてはやはりそこそこの方針ということになるということで、若干この配置が変わるのではないかという懸念はあるのですけれども、いかがですか。

(福祉)金子(文)主幹

平成21年度以降、ゼロ歳児の定員を6名に増やした場合ですけれども、やはり民間の場合ですと、どうしても市の場合であればゼロ歳児、産休明けは2人に対して1人という配置をしておりますけれども、なかなか民間の場合ですと市と同様に2人に対して1人配置できるかとなると、当然難しい面もあると思いますので、それはまたそれぞれ法人の考え方にもよりますけれども、とりあえずまず国の基準は最低守っていただかなければならないということでは考えております。

中島委員

これは国の基準そのものの問題ですから、ここで私たちが変えてくれということで変わるわけではありませんが、実際に入所している公立保育園で受けている保育内容が、民間移譲によって入所途中でこういう変化が起きて、保育士の数の変動もあるという、この事態についてはマイナス要因になるということを引きちゃんと認識しなければなら

ないのではないかと思います。初めからこういう条件で入った入所とは違いますから、そこについては私はやはりきちんと認識する必要があるのだと思っております。

もう一つの問題は、障害児を抱える母親が参加しておりまして、障害児の定員の問題や保育士配置の問題について心配の声を上げておりました。今回は、資料を請求して小樽市の障害児保育の実態についてもわかるような内容をいただいておりますけれども、小樽市の障害児受入れの園数と園児数、それからどういう仕組みで障害児を各保育所で受け入れていくのかというあたりのことを、まず説明願います。

(福祉)子育て支援課長

障害児保育の関係についてでございますけれども、現在、市内の認可保育所におきまして障害児を受け入れている保育園につきましては、民間が3か所、3人の子供を受け入れています。それから、公立は5か所でございますけれども、複数入っているところがございまして児童数は8人、計8か所、11人の受入れをしております。

障害児保育を実施するというか、入所するまでの流れについて説明いたしたいと思っております。

まず、保育所、基本的なところから説明しますけれども、入所申込み、保育所に入りたいという申出を市の窓口に出しますけれども、その際に入所申請書の中に家族の状況等を書いていただきますけれども、保育に欠ける要件であるとか、それから子供の障害のあるなしについて記入していただくところがございます。障害のあるなしのところにあるということで丸をつけていただきますと、その障害の内容、程度、そういったことを尋ねております。また、通所したい保育所がどちらか。これは障害のあるなしにかかわらず聞くところですが、そういったことを申込みの段階で聞いてございます。

それで、障害があるというふうに丸をつけていただいた部分がありますと、保育係の方では、この障害の程度に関する資料の収集を行うこととなります。子供が生まれてから、かかっている病院、それから小児総合保健センターと札幌肢体不自由児総合療育センターを一体化して、昨年9月に北海道立子ども総合医療・療育センター、通称コドモックルというふうに言っていますけれども、そういったところの診断書であるとか、それから児童相談所の鑑定書、通院されている医院と病院がありましたら、その医師の診断書など、さまざまな関係機関等から資料又はそういった状況について、保健所、保育士からも、かわりなども含めて聞いているところでございます。

それでもう一方は、入所を希望される保育所で面接をしております。保護者とそれから保育士、主に所長になりますけれども、さまざまな保育所活用についての話をさせていただくこととなります。

次に、児童の障害の程度とその内容の把握、それからまた一方で入所を希望されているところの保育所側の心配、不安、それから受け入れるに当たっての施設設備、そういったことを含めて整備しまして、資料といたします。

それが整いましたら、障害児保育入所指導委員会、これには実は要綱がございまして、小樽市障害児保育実施要綱、これに基づく機関なのですが、ここで実際に受入れに当たって必要な障害児の適正な保育の実施又は助言・指導を行う委員会ということになりますけれども、これを構成しているメンバーでございますけれども、子育て支援課長が委員長となっております。必要な方々を必要に応じて招集をかけるわけですが、私の方からは、保育係長、それから知的障害者福祉士、身体障害者福祉士、それから入所の希望のある保育所の所長又は主任、担当となる保育士など、それから今ですと、こども発達支援センターなどの出席を要請いたしまして、それらの方々から子供を受け入れるに当たっての意見等を伺っているわけでございます。これにつきましては、入所承諾のほか必要な事項ということなのですが、障害の程度に応じて、当然保育士の負担が過重となりますので、加配のことについて審議をすることとなります。

それらについてトータル的に審議をして、入所承諾の決定をいたしまして、同時に入所指導委員会として審議し、事項の報告を審査しているという状況になります。

平成14年度から、それまで中央保育所1か所が指定保育所として障害児受入れ施設でありましたけれども、それ以降は特に認める場合においては、中央保育所以外の保育所を障害児保育指定保育所として指定して、そこで受け

入れているという状況になっております。

それから、先ほど申し上げた入所指導委員会の方で障害の程度に応じて保育士の加配、これについての考え方ですけれども、入所指導委員会といたしましては、保護者の方から渡されている資料等、診断書等々いろいろあるわけなのですが、幼児発達調査票というものも書いていただいております。これは、出生時の分娩の状況であるとか体重、身長、それから現在の食事、排せつとか生活にかかわる部分の状況を書いていただいている資料がありますけれども、こういったものを参考にする一方、障害の程度を認定する参考基準といったものを設けておりますけれども、これは他都市のものを参考にしながら認定しておりますけれども、原則として障害の程度に応じて、軽度は3対1、3人に1人の加配、それから中度は2対1、2人に1人の加配、それから重度は1対1ということと専任の保育士を加配すると、そういったような考え方の下に実施をしているところでございます。

中島委員

ここに書いてあるこの加配というのが、障害児2人に対して1人、1人に対して1人、こういう意味ですよ。そうならば、真栄保育所の加配には1対1ということで障害児の方1人に対して1人の保育士を配置するという状況だと思いますが、これに対する民間の場合は補助金というのが書いてありますが、公立は補助金のところはマイナスになっております。この補助金は民間だけにしか当たらないと、こういうことでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

そのとおりでございます。

中島委員

公立の場合には、この障害児に対する支援というのはどういう形になるのですか。

(福祉)子育て支援課長

公立保育所としてやっているわけですから、保育士の加配はいたしますけれども、現行予算の中で対応していく、臨時保育士の雇用という形で対応しております。

中島委員

そうすると、今回、真栄保育所の場合は、公立から民間になることによって、保育士の配置ではなくて、補助金の出費という形で、その補助金を使って保育士を配置すると、こういう形になるわけですか。

(福祉)子育て支援課長

要綱上は、現にそういった子供にかかわって加配している保育所は指定保育所となりまして、申請をしていくという考え方になっておりますので、同じなのですが、いずれにいたしましても、障害児保育対策事業費補助金交付要綱にのっとって補助金を支出するというところでございます。

中島委員

それでは、この保育所における障害児のかかわりについては、民間、公立、特にそこについては差や違いはなく、同じように対応されるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

はい、そのように考えてございます。

中島委員

母親たちの心配の話を聞いていますと、定員があるのか、障害児の数に応じて配置されるのかということ聞いていまして、真栄保育所から民間に移ったことによって、障害児への保育が悪くなった。こんなことがあったら困るという思いだと思いますので、その点についてはぜひ要望にこたえるような形で、体制的には問題ないとおっしゃっていたので、引き継いでいただきたいと思います。

さらに、別の件になりますけれども、平成20年第1回定例会に具体的な法的手続を議会にかけるとおっしゃっていましたが、その後、4月以降、新法人が運営するようになった後、小樽市との関係というのがどのように

進んでいくのだろうかということについてちょっとわからなくなります。市が出した今後の要綱の中身を見てみますと、地元町会との話し合いとか、周辺住民との協議とか、建設にかかわる起債申請とか、そういう具体的なことがあるのですが、小樽市が来年 4 月に新しい保育所ができて、子供たちが全部移動するまで、すべてつき合っていくというか、かかわっていくものなのか、どういうかかわり方をするのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

今回の真栄保育所の民間移譲につきましては、新築移転ということが条件となっておりますので、平成 20 年度に国の交付金を活用して保育所を新築していただくということになります。

それで、国の交付金の申請というのは、法人でやるのではなくて、市が交付金の申請をしなければなりません。ですから、交付金自体も 1 回市の方に歳入として入ってきまして、市の方で歳出、市の補助金と合わせて法人の方に交付するという形になっていますので、当然、市とのかかわりは、まず最低限その交付金の申請なり実績報告という部分ではかかわっていかねばならないということがあります。

また、今後の日程ですけれども、この交付金の協議というのが、例年ですと 6 月の中旬です。それで、国の交付金の内示を受けるのが、大体 7 月の下旬か 8 月の下旬。ですから、その内示後に工事に着手する。ですから、8 月末か 9 月ぐらいから工事に着手して、3 月末までには完工しなければならないということになります。

それで、地元町会とのかかわりですけれども、昨年 11 月に一応地元の町会長には、今回の真栄保育所の民間移譲の関係で平成 20 年度に工事をやって、勝納町の測候所の跡地に民間で保育所を建てていただきますということは説明しております。ただ、その時点では移譲先法人候補者も決まっておらなかったもので、計画に対する本当に大まかな説明だけでしたけれども、一応移譲先法人候補者が選定されましたので、今度は 1 回法人と一緒に、地元の町会にも何らかの説明をきちんとしなければならないと考えております。また、具体的に工事の工期とか、業者が決まった後は、その辺もきちんとして地元町会の方には説明をした中で理解を得なければならないとは考えています。

中島委員

そこら辺になってくると、どこまで市がこの新しい民間法人が建てる保育所の計画と遂行の中にかかわっていくのかというあたりが、よく見えない部分でもあるのです。例えば建設業者を決めるとか、幾らで請け負ったとか、それから進行程度がどうだとかということになっていく、そういう経過も含めてずっと見ていくということになるのでしょうか。大体内示して建設計画ができて、進める話になったら、もう小樽市はなしと。あとは四ツ葉学園が自分の新しい保育所をつくるという計画でかかわりはなくなるものなのか、どういうふうになるのですか。

(福祉)金子(文)主幹

新保育所の建設については、当然民間の方で設計をしていただいて、業者も民間の方で入札なり、どういう方法をとられるかわかりませんが、民間の方にもお願いするということになります。ですから、市としては地元の町会と話をする場とか、そういうところには一緒に行きまして、法人と一緒に説明していくということを考えております。ですから、工事についての基本的な部分というのは、民間にお願いする。ただ、その新しい保育所の図面というか、面積とか、当然そういうものは国の基準に合っていなければなりませんので、そういう部分では市としても中身的なものを確認させていただくということはあるとは思いますが、基本的には建築工事については民間の方にお願いするということでございます。

中島委員

おいおいもう少しそこら辺の話は詰めていきたいと思いますが、今回、真栄保育所の民間移譲に関しては、老朽化した施設の建替費用が民間保育所にしか出ないということで、移譲の提案になった。しかし、御承知のとおり、銭函保育所や長橋保育所も、それぞれ築 39 年、38 年、建替えの計画も一、二年の違いですから、考えなければならないのではないかと思います。とりわけこの三つの老朽化した保育所を調査して順番を決めたとか、そういうわ

けでもなさそうなので、この残った保育所についての建替計画があるのか、あるいは民間でも新光保育園、日赤保育所、龍徳保育園は真栄保育所よりも古い建築で、建築年数はもっとたっているのです。こういう民間の建設計画については、何か把握しているのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

まずは、銭函保育所と長橋保育所の建替計画はあるのかということですが、公立保育所につきましては、平成20年度から出生数とか、保育事業の推移、施設の老朽などを踏まえまして、民営化を視野に入れた公立保育所のあり方についての全体計画をまずつくっていききたい。ですから、建替えについてもそういう中で整理をしていききたいというふうに考えています。

また、民間保育所の建替計画ですが、現在のところそういう話は聞いておりません。

中島委員

平成20年度から民営化を視野に入れた全体の計画を考えたいとおっしゃっていますが、今回の真栄保育所の新しい保育所づくりも、次世代育成支援対策施設整備交付金事業として申請すると、こういうふうにおっしゃっていましたが、これを申請するに当たっては、各市町村の整備計画に基づく民間保育所の整備を図る。つまり、自治体ごとの整備計画が前提となって申請されるのではないかと私は思っていたのですが、この整備計画に当たるものが今おっしゃった内容なのではないかと思うのですが、こういう計画がまだできていなくても申請するということができるのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

国の交付金事業で言っている整備計画というのは、交付金を申請する前に国に協議書というのを提出しなければなりません。その協議書の様式の中に、整備計画書というものがあまして、その申請する施設の種別とか、施設名、設置主体、所在地、あとは交付金の所要額、そういうものを記載するのですけれども、交付金で言うその整備計画というのは、市の全体の整備計画ということではなくて、その申請する施設をどういうふうに整備するのか、そういう計画ということになっております。

中島委員

そうですか。では、その内容は、全体の整備計画はなくても、単独の申請する保育所の中身で申請していいということですね、ちょっと納得がいけない気もするのですが、今後も公立保育園の建設計画があれば、民間移譲も視野に入れた計画ということになるとおっしゃるのですが、今の小樽市の保育所の状況を見れば、赤岩保育所だけが新しい保育所で、あとはみんな古い保育所ですから、みんなそのとおりになれば、民間保育所にするということが私はなりかねないのではないかと思うのですが、公立、民間の役割、配置数、分担について方針を持つということですが、どういうふうに考えているのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

公立保育所は、単に保育に欠ける子供を保育所で保育するだけではなくて、その地域における総合的な子育て支援の中核としての役割が求められておりますので、当然それを踏まえて、今後、公立保育所のあり方の全体計画を策定していかなければならないと、そのように考えております。

中島委員

そうはいつでも、今回、民間保育所に移譲するのに手を挙げた法人は一つしかありませんでした。これから先、みんな引き受けてくれるかどうかはわかりません。私は非常に厳しいのではないかとこのように思っていますが、基本的には市民の公的財産としての公立保育所です。経済的な理由だけで民間にとめどもなく譲渡していくというやり方については、この市民の税金の使い方のあり方としても、また公的な役割としても問題があると思っています。安易に民間移譲という形にしないで、市民の財産を守る立場と公的な保育所の役割を明らかにして、対応していただきたいと思っています。

最後になりますけれども、2月から四ツ葉学園の方から3人、4月、5月は真栄保育所の臨時保育士を4人残す。今聞きましたら、8人ぐらいの顔見知りの保育士が4月、5月にいることになるというふうな話を聞きましたが、そうすると、4月、5月が終わっても、顔見知りの保育士が4人は残ると、こういう形になるのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

顔見知りの保育士ということになりますと、当然2月、3月でもう民間から3名程度来ます。また、今既に真栄保育所で勤務している臨時保育士4人が残ります。そういう意味では、4月1日時点で少なくとも7名の保育士はもう顔見知りといえますか、事前に保護者なり子供とかかわりを持つことができるということですから4月、5月は市の保育士が4人残りますけれども、その前にもう既に大部分の保育士は保護者なり子供と顔見知りになれるということで考えております。

中島委員

私としては、できればこの4人、いきなり2か月でいなくなるというよりは、暫時漸減といえますか、3人、2人、1人と、そういう意味での変化を最小限にして、子供たちや父母の不安解消のためにも検討してはいかがかと思っておりますが、検討する余地はあるでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

確かに今中島委員からお話がありましたことは、保護者の方からもそういう意見をいただいておりますけれども、市としては、まず4月、5月で4人の保育士を残すという体制をとっておりますけれども、当然引継ぎ終了後、例えば6月1日から、そこでまた保育環境が変わるということになったら、大変なことから、そうならないように子供の状況を見ながら、そのかわり方を考えながら、2か月間十分配慮して引き継ぎをしていきたいと、そのように考えております。

中島委員

6月の時点で父母の意見や真栄保育所の状況を見て、検討する余地があるというふうに考えてよろしいのですか。

(福祉)金子(文)主幹

あくまでも引継ぎは、市としてはもう2月、3月と4月、5月ということで、そこで一定の整理といえますか、市の保育士を残すのは5月までということで保護者にも説明しておりますので、その時点で保護者の方と協議して、6月以降残すということは考えておりません。

福祉部長

今、主幹の方から、子供と保護者とのかわり方といえますか、2月から5月という一連の話をさせていただきましたけれども、やはり基本的には仮に4月1日に民間移譲をするということになると、やはり大事なことは、早く四ツ葉学園が移譲を受けて、4月1日から自前でできますという体制を一日も早くつくっていただくということが大事だと思うのです。だから、そういうことからいうと、4月、5月、市の保育士がかかわるということなのですけれども、それはやはりもう必要最小限といえますか、そういう指導とか助言とか、要するにそういうひとり立ちできるという形をつくり上げたいということなのです。ですから、そういったことで、例えば4月1か月やったと。4人の配置をしているのですけれども、これが常時4人要らないのではないかなというような状況も生まれれば、そのローテーションで、どういう時間でこの4人があと1か月かわるか、そういうことは十分考えられると思うのです。ですから、4月1日に移譲を受けたときに、やはりこれからずっとお願いをするわけですから、それはやはり一日も早く運営ができると、そういうことを念頭に置いて、この4月、5月の4人のかわり方については、一日一日どこまでできているかということ、十分把握しながらやっていかなければならないというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

中島委員

この間、説明会を2日連続でやるなど、丁寧な対応をしてきたと私は思っておりますが、全国的には保育所の民

間移譲の中での父母との間のトラブルや訴訟に及ぶ状況など、多々問題があるところであります。そういう意味では、よく理解を得て、合意の下で進めるということを大切にすることが、一番大事だと思うものですから、計画は計画で進めていくけれども、あくまでも父母や子供たちの立場を尊重してほしいと、そういう立場で最後に意見を述べて質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

真栄保育所の民間移譲について

真栄保育所の民間移譲についてですけれども、私はほっとしているということは、今この小樽の経済状態において手を挙げる業者はいるのかと、大変心配をしていたところでございますが、四ツ葉学園の大変勇気のある決断で、喜んでいる次第でございます。

それで、私たちは厚生常任委員会の視察で尼崎市を訪問し、保育所の民間移譲のことでいろいろ勉強してまいりましたけれども、民間移譲することによって、私も一つ非常に印象に残っていることは、民間移譲してから保育料の滞納が非常に減ったということで、それが私が今一番記憶に残っていることなわけですけれども、そういう部分でいい部分もあるのかと、経営に大変強力な力を出して頑張っているという姿をちょっとお聞きしました。

やはり民間移譲は、すんなりいかないということはおっしゃっていましたが、付近住民の反対とか、用地の問題とか、いろいろな問題で、やはり御苦労されておりましたが、16か所ぐらいですか、何かなされるようで、そういう成功していらっしゃるところの部分も参考にさせていただければという気もいたします。

それで、民間移譲することによって、デメリットが多いということは市民の皆さんは大変心配いたします。では、次の民間移譲についてもまず困難なことが起きて、次にはもうあまり賛成してくれる方がいらっしやらないと思うので、まずその民間移譲をすることによって、保育サービスがどのように向上されていくかということで、何かデメリットでなくて、メリットがあったらおっしゃってください。

(福祉)金子(文)主幹

今回、民間移譲するに当たりまして、四ツ葉学園の方から御提案をいただいたわけですが、まず平成20年度につきましては、現在の真栄保育所の施設をそのまま利用しますので、特別保育事業について、あとは歳児別についても現状維持ということですが、保育所の開所時間を現在7時45分だったものをまず7時30分からということで、15分早くする。これは利用される保護者の方にとっては、当然メリットになるだろう。また、21年度は保育所が新しい建物になるということで、駐車スペース等敷地の面積もありますので、送迎の車の駐車スペース等も十分とれるだろう。あとは、特別保育事業でいけば、ゼロ歳児については今まで生後6か月だったものを生後57日からの産休明け保育を行う。あと、延長保育、7時までの延長保育を行う。あとは一時保育を行うということで、あとはその歳児別定員はゼロ歳児を現在の3人を6人に増やすというような部分でメリットがあるものと考えております。

井川委員

今お聞きしましたら、今まで市がやっているよりも非常にメリットが大きいということがちょっと私にもわかりました。それで、やはり民間というのは経営に非常に努力をされると思うのです、それなりに。やはり何とか少しでも利益を、利益と言ったらおかしいですけども、赤字にならないような経営をする。そして、やはりサービスをしなかったら、市民の方は入所してくれませんので、いろいろなサービスをして、真栄保育所を新築したけれども、入所者数が満たない、80人に満たないということになったら困るということで、努力をされると思うのです。ですから、やはり何といたっても、私は子供を安心して楽しく保育してもらえんということが何よりだと思うのです。

それが親も安心して預けられるということになると思うので、できるだけ反対するのではなくて、ぜひ一生懸命頑張って市役所の方も応援をして、できるだけ負担を軽くするというか、真栄保育所を経営される四ツ葉学園に対しては、いろいろな努力を惜しまないで、ぜひとも温かい手を差し伸べていただきたいと思いますので、何とかひとつこれがネックになって、次はもう民間移譲はだめだということにはならないような方法でスムーズにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福祉部長

確かに今回の民間移譲ということで公募して、結果としては1法人。そういった面では、今回私どものお願いする条件がかなりハードルが高かったということで、そういったことも大きく影響して、結果的には1法人しか応募がなかった。それも結果としてやはりそういう点多々あったのかというふうに思います。ただ、今後も同じような形が果たしてできるのか。例えば今回は十分新しい保育所として提供できる広さのある市の土地が近くにあったという、これが結構大きかったと思うのです。それを提供できる。ここに建てていただきたいと思いますということでやりましたので、ですからもし同じようなことをやるとなると、やはりまず土地の問題というのは当然出てくると思うのです。ですから、そういう点では土地を探すというのはなかなか大変なので、これからはこういうことではなくて、今あるものを引き渡ししたら、どういうことが市として支援できるのかどうかということが出てくると思うのです。ですから、そういった点で、今回はこういうような形で1法人でしたけれども、できればやはり一つではなくて、こういった民間移譲をするときには複数に応募していただいて、そして応募した中身で競うといいますが、そういった形でやはりよりよいものをということが理想だと思いますので、ですから、これからもし仮にそういったことを実施する場合には、でき得る限り、そのときそのときで財政的にどのくらい支援できるかというのはわかりませんが、できるだけの支援をしながら、今後の計画を立てながら、遂行していかなければならないのではないかとこのように思います。

成田委員

真栄保育所の民間移譲に伴って町会との話し合いについて

私からも1点に絞って質問させていただきますけれども、今年度から四ツ葉学園に移譲された保育所、そして平成21年度から勝納町の方に移るわけです。移った場所のところの町会との話し合いというのは、ある程度進んでいると思うのですが、それと現在譲渡されて民間になったところの地域の人たちとの話し合いというのは進んでいるのですか。どのような状況ですか。

(福祉)金子(文)主幹

移転先の町会の方とは話はしていますが、現在あるところの町会の方とは、まだ話はしておりません。

成田委員

やはり市で運営しているときには、小樽市との対応で保育所は運営できると思いますけれども、民間に移ったときの民間の人というのは、市がもう既にやっているからということで安易に考えている場合があるわけですから、そこをやはり今、若松の地域の人たちとその辺連携をとって、きちんと対応して、そして新たな地域へ移っていくという、そういうような考え方をしていっていいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

確かに、今、委員がおっしゃったとおり、今いる地域の方にきちんとやはり説明をして、4月から民間で運営されるということはきちんと地域の方にも話をして、理解を得た上で進めていかなければならないと思いますので、早急に今の若松の地域の方と話をしていきたいと、そのように考えております。

成田委員

ぜひそちらの方では、跡地をまた再利用する形になるわけですから、きちんと地域の方々と連携をとって、その

地域を再整備できるような形をとってあげれば、地域の人たちに喜ばれると思います。また、新しく移る地域というのは、閑静なところなのです。車の出入りがそんなにあるところではないものですから、その辺も考慮しながら、地域と連携をとって、地域の方々から子供が来て大変にぎわいのあるまちになったというふうにして喜ばれるような地域づくりを、民間の保育所を経営する人たちにも、その辺を深く理解してもらうようにして、地域との対応策をつくっていただきたいと思います。その辺についてどのような考え方でいるのか、お聞かせください。

福祉部長

まず、今の真栄保育所の方、若松の方にもちょっと話をしなければならないということは私たちも思っているのです。今お話がありましたとおり、こういう予定だということで、早速話をしなければならない。

それと新しく勝納町の方なのですけれども、恐らく今年の8月くらいからやはり工事が始まるだろう。やはり近隣の方にいろいろ迷惑をかけたりするだろうということで、その辺は既にこういう予定がありますということで話はしていますので、一応回覧板で回して下さったり、いろいろ協力してくれているのですけれども、そういうこともありますけれども、やはりこれから再度また話をさせていただいて、当然、今冬で除雪だとかそういうこともありますので、冬の問題もあります。そういったことも、これからやはり新しい施設を建てて、そういった地域との関係も十分大事にこれからしていかなければならないということもありますから、そういった点で今後、市と、それと新しく四ツ葉学園ですね、その辺の地域の皆さんと十分協力してやっていけるように話を進めさせていただきたいというふうに思います。

成田委員

ぜひお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

保育所の入所申込みについて

私の方から、保育所の申込みについても若干お伺いしたいのですが、今、平成20年度の保育所の入所申込みが1月18日から始まっております。申込みは2月8日までとなっており、締切り前ではございますけれども、現段階で全体的な申込状況を教えていただきたいのと、また広報おたるの中では、保育所の申込受付に関して注意書きに「真栄保育所は4月から民間移譲する予定で準備を進めている」という記載がございます。その件に関しての問い合わせ等はございますか。

(福祉)子育て支援課長

新年度からの入所申込みの受付状況についてでございますけれども、委員がおっしゃるように、2月8日までが締切りということで、現在、書類の方を保育所をお願いしてございます。

あらかたの継続の入所申請については、今、現に入っている保育所を通じて上げていただく形になっておりまして、それ以外の全くの新規、こういった方が窓口の方へいらっしゃる状況ですけれども、まだほとんど受け付けるだけで、取りまとめの方は進んでおりませんので、現在答弁をする段階にないので、御了承いただきたいというふうに思います。

それから、平成20年度の申込みに関しまして、ホームページの方に掲載してございますけれども、真栄保育所の民間移譲について20年4月からそういった形で予定しておりますのは、ホームページと、それから広報おたるの方にも掲載しました。けれども、これについての問い合わせについては、現在のところございません。

千葉委員

保護者の方が保育所を選定する理由というのはさまざまあると思うのですけれども、送迎などの利便性から自宅

とか、実家の町会にあるとか、また通勤の会社に近いか、通勤経路の途中に保育所があるということで、所在地が非常にチェックポイントになると思うのです。今回の申込者に対しましては、新規の申込者の方になるかと思えますけれども、この真栄保育所の平成21年度の移転先などの周知というのは、窓口などでどのように行われているのか、お聞かせ願います。

(福祉)子育て支援課長

入所申請に当たっての窓口対応の中で、真栄保育所の新築移転に関しての部分の説明しているかということでございますけれども、まだホームページや、広報おたるにも民間移譲を進めているというような状況を説明している段階でして、具体的な内容については掲載をしてございません。そのため、窓口の方にも私も一定程度、先週24日、25日の保護者説明会、そして今日の厚生常任委員会、こういった成り行きを見ながら、果たして進めていいかどうかというあたりを心に思っておりますので、民間移譲の話はしてございますけれども、あとその移転地についての説明については、これからきちんと説明してまいりたいというふうに考えてございます。

千葉委員

やはり大体保育所に入る子供を預ける場合に、一度入所するとほとんど卒園するまでずっと預かるということが通常ではないかと思っておりますので、一応そういう周知というのは、大事かというふうに考えましたので、ちょっと述べさせていただきます。

真栄保育所の民間移譲後について

次に、今、各委員の方から保育サービスについて何点かお伺いをして答えていただいているのですが、この民間移譲の募集に当たって、評価対象になる計画内容や考え方が書類で提出されています。この中で、移譲後の運営等の基本条件に対する考え方の中に、保育サービスをより向上させる提案を記載願いますという用紙がございましたが、先ほど質問の中で、平成20年度に対して7時30分に開始するとか、またそういう答弁があったのですけれども、資料といいますか、平成21年度の考え方ということで、保育事業についてはゼロ歳児については産休明けとする。今までは6か月からだったのですが、産休明け保育とするとか、また延長保育も午後7時まで及び一時保育を実施するというので、平成21年度の移譲後の考え方として示されているのですが、これは行われるということで認識してよろしいでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

当然、平成21年度に実施するというので提案されております。また、その提案内容が選定委員会で評価されておりますので、当然、21年度からは新築移譲後になりますけれども、これらの事業は実施していただかなければならないと、そのように考えております。

千葉委員

この保育所の民間移譲に当たりましては、国の補助金の見直しとか、小樽市の財政状況もでございます。先ほど民間移譲になってから市の責任はどののだと、かかわりはどうだというお話があったのですけれども、児童福祉法第2条にありますけれども、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うというふうにあります。民間移譲したからといって、かかわらないということではなくて、あくまでも保育所の、例えば運営とか、保育に関しての実質的な責任というのは、小樽市にあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

そのとおりでございます。

千葉委員

わかりました。

次に、今後の引継ぎということで、何点かお聞きしたいのですけれども、先ほど、もともと真栄保育所にいた職

員の方の引継ぎの期間とか状況を答弁していただきました。

そこで私の方からは、この引継ぎ者に対してなのですが、移譲後の配置についてなのですが、法人との話合いの中で、例えば移譲がされました。職員も先ほど言った子供が顔見知りといいますか、もともとの職員とか、引継ぎで新しく来た職員がそこに配置されるというふうに認識しましたけれども、法人が運営するということになると、その中で配置がえもこれから出てくる可能性もあると思うのですが、その配置がえについては、ある程度例えば1年間は配置がえをしないでほしいとか、3年間はそうしてほしいということでの何か話合いというか、申合せというものはあるのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

保育士の配置ですけれども、移譲後、例えば3年間は今の保育士をそのままにしてほしいとか、そこまでの話は現時点ではまだ法人とはしていませんけれども、当然、四ツ葉学園にすれば中央保育所と今度新しい真栄保育所という2か所を運営することになりますので、将来的には当然その人事交流というものは考えていると思いますけれども、まだ具体的なそういう異動の期間までは話はしていませんけれども、3年ないし、そういう一定の期間は今の保育士で運営していただきたいということは、法人の方に話したいと考えております。

千葉委員

その辺をぜひお願いしたいのですが、引継ぎがうまく行って流れていく中で、その後すぐ保育士がかわったということであれば、今までの努力も非常に無駄なことになってしまうというふうに考えますので、一応その辺をお願いしたいと思います。

引継ぎの件なのですが、先ほど小樽市としましても、さらに平成20年度からあり方について検討なり計画をしていきたいという考えをお示しいただきました。このあり方についてなのですが、先ほど母親から、保護者会の説明会の中でもいろいろな疑問とか、不安なこととか、さまざま出たようでありますけれども、そのあり方を考えて計画していく中で、市民のニーズをどのように把握していきたいとお考えでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

現在、次世代育成支援対策推進協議会という、いろいろな保育関係者の方とか、市民の方とか、そういう方で構成される協議会がありますので、まずその中でいろいろな御意見をいただきながらつくっていききたいと、そのように考えております。

千葉委員

そういう中で、他自治体の話を伺いますと、やはり民間移譲後どうなったのかというチェック体制が非常に重要だということもお聞きいたします。そういう市民ニーズにこたえていくためにも、民間移譲になったその法人に対しての第三者的なチェック機関などを設けるような考えはございますか。

(福祉)金子(文)主幹

市の方で第三者チェック機関というか、そういうものは設けるということにはならないと思いますけれども、法人の方では第三者評価というものを導入したいということでは伺っております。

千葉委員

引継ぎに関してちょっと話が戻るのですが、一応引継ぎに関してということで、子供一人一人の特性とか、例えば健康状態とか、家庭環境とか、さまざまなことをこれから引継ぎされていかれると思います。一応その引継ぎに関して、個人情報の場合もあるということで、どういう形で引継ぎが行われるのか、私自身はわからないのですが、その辺に関しまして、きちんとした要領とか、仕様書みたいなものをつくってこれから計画を進めていく、平成20年度からあり方を検討していく中で、引継ぎに関してもそういうルールづくりが非常に重要かというふうに感じていますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

引継ぎの関係ですけれども、今回の真栄保育所につきましては、一応書類での引継ぎということで、保育所に新しく入所される場合とか、継続して入所される場合に、保護者の方に児童票というものを書いていただいております。ですから、その児童票の写しをまず法人の方に引き継ぎたい。当然個人情報の問題などがありますので、この部分について24日と25日に開催されました説明会の中でその辺をきちんと説明をして、了解をいただいていると、そういうことでございます。

千葉委員

わかりました。ぜひ個人情報ということで、今、世の流れもありますので、出席されない方、保護者の方にもぜひ説明をお願いしたいと思います。

それでは、最後に質問をさせていただきたいのですが、この民間移譲で保育所に勤めている方、前回、各既存の公的な保育所の方に配置がえをするという答弁がございました。一応この職員の方々ですが、知識とか経験が非常に財産になるわけですけれども、保育所のみならず、子育て支援策、施策の中で何か違う部署への配置がえとか、そういうふうなマンパワーとして配置するという考えは、現在ございますか。

(福祉)子育て支援課長

真栄保育所の引継ぎ終了後の正規職員の配置についてでありますけれども、現在の7か所のうち、真栄保育所を除きましてそうなのですが、年度途中の退職された保育士の部分が欠員という形で残っていますので、まずはそういった部分を通常保育の部分で万全の体制をしとということで、戻したいというふうに考えています。現在、真栄保育所の保育士が所長を除いて8名おりますけれども、引継ぎに4人を要しても、残り4人いるという考え方なので、その部分につきましては、いわゆる地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援事業に充てていきたいというふうに考えています。

千葉委員

公から民に移譲する場合に、経費的な部分で削減費も出るということでありましたが、やはり人的なマンパワーも有効にぜひ力を尽くしていただきたいというふうに述べまして、質問を終わりたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤(博)委員

大きく2点についてお尋ねしたいと思っています。

真栄保育所の民間移譲について

先ほどの報告の中にもありましたけれども、今日は臨時に厚生常任委員会を開いています。第1回定例会でまた委員会がある。そのときには公立のといいますか、市立真栄保育所という言葉が削除する条例案と、それからその建物だけを移譲する条例案が出てくるというようなことになっているとわかりました。今いただいているいろいろな資料で、この移譲先法人である四ツ葉学園に候補予定、そういう表現がされているわけなのですが、移譲先候補と。それで、実質保護者の皆さんにもこの委員会にも、受皿として四ツ葉学園が名乗りを上げて、選考委員会でも合格点といいますか、一定の基準をクリアしてきていますと。保護者の皆さんにも名前を言って、法人にも来てもらって説明会をして、いろいろな不安なところは、これはやってみないとわからない部分もあるので、いろいろありますけれども、大きな山を越えたというふうに思われるのですけれども、この候補という表現というのがどうしてついているか私はよくわからないのですけれども、要は今回の民間移譲の問題、それから受皿として四ツ葉学園をお願いするという部分については、どこの段階で一定、決着がつくといいますか、いわゆる移譲の部分と四ツ葉学園という部分について、どの段階で市民の皆さんなり、議会なり、特に保護者の皆さんに理解を得たい

うふうに考えられているのか、その辺を教えてください。

(福祉)金子(文)主幹

市としては今回の民間移譲に当たりましては、まず保護者の方の理解を得ることが一番大事であろうということで、あくまでも保護者説明会できちんと説明し、保護者の理解を得てからでなければ、移譲先法人とはならない。ですから、それまではあくまでも候補者ということで説明をしてきました。ですから、今回24日、25日の保護者説明会で保護者の方にも理解を得られましたので、当然第1回定例会で不動産等の譲与の議案の中に建物なり、備品等を四ツ葉学園に譲与するという議案がありますけれども、そういう意味では保護者の理解を得た、また今日こうして厚生常任委員会で議論をいただいたということであれば、候補者ということは今後は移譲先法人として四ツ葉学園ということと考えていいのではないかと、そういうふうに思っております。

斎藤(博)委員

研修とかいろいろな言い方になるのでしょうかけれども、実質的にもう2月1日から真栄保育所に四ツ葉学園の職員の方がみえるわけですから、今、この委員会の中でも引継ぎの形として議論している以上は、その2月1日をもってやはり四ツ葉学園に移譲する作業は具体的に始まると、そういう理解に立っていいのかと思うのですが、いかがなのですか。

福祉部長川次長

やはり議会手続的には主幹が答弁しましたように、第1回定例会で決定するというのがどうしても曲げられないことだと思いますけれども、1月25日の保護者説明会あるいは今日の常任委員会で特別な反対というか、そういうこともなく進めていいというような形であれば、事実上我々もいろいろ作業をしなければならぬものですから、今、斎藤博行委員がおっしゃったような感じでといいますか、そういう理解で進められたらいいというふうに思っております。

斎藤(博)委員

これは四ツ葉学園にとってもそうでしょうし、保護者にとっても一定の手順というか、そういったものが必要だと思います。そういう意味では、受け入れる真栄保育所の職員にとっても、やはり2月1日というのは非常に大きな節目の日付だというふうに思いますので、そういった認識を持っていただければというふうに思います。

もう一つ質問なのですが、今ずっと引継ぎの部分としては、前段の2か月、後段といいますか、4月以降の2か月という議論があって、私もいろいろ勉強させてもらっているのですが、この真栄保育所を今年卒園する人は別として、これから入ってくる人も別として、今いる子供と保護者というのは、小樽ではなかなか今までなかった小樽市の都合といいますか、行政的な問題として、公立の保育所に入った人が民間の保育所に移ると、そういったことを経験することになるわけなので、今2日間の説明会での四ツ葉学園の説明を聞いて、私も2日間聞かせていただきましたけれども、素朴な質問とか限らない不安に基づく声というのは、これはやっていない部分なので、どうしようもないというような部分があります。

こういった問題というのは、決して2か月の引継ぎの問題とは別に、担保していかなければならないのではないかと、いうふうに私は思うのです。子供にとってはたぶん前後計4か月間保育士を見てみると、たぶんなれていくだろうというふうに思うわけであります。ただ、やはり親の気持ちなり、子を持つ親の立場からすると、やはり公立とは全然違ってきていると、そういったことがわかってくるというのは、悪い意味でもいい意味でもそうなのですが、あってほしくないと思いますけれども、そういうのは2か月の子供がなれる引継ぎとは別に、やはりもうちょっと長いスパンで、民間に移譲したということの点検というのはやっていかなければならないのではないかと、いうふうに思うのです。それは、予定どおり進んでいるのだろうかとか、今回何も反対していない母親たちも、予想していなかったような局面なり、問題意識なり、場面というのが出てきたときに、もうどこに持っていったいいかわからないというのであれば、やはりちょっと心配だと思うわけです。

それで、私はやはり 4 月以降、数年間に渡って、小樽市と四ツ葉学園と、そして今いる保護者の方と三者による民間移譲に伴う問題検討会というか、要するに予定どおり進んでいますかとか、予想外のことが起きていますかとか、違うと思うようなことがありますかとか、そういったことを点検する制度というのを、この際小樽市は立ち上げていくべきではないのかというふうに思います。別に、悪い意味だけではなくて、この民間移譲するということに、やったことのないことを含めて、やはり初めてのことでですから、これからのためにも、そしてその民間の方に行く保護者の皆さんにも、小樽市としては数年単位で今回のことについて定点観測みたいことを続けると、話合いの場を何かあったら来てくださいではなくて、制度として持っていきたいと、そういったことをおっしゃってやると、保護者の皆さんというのは、相当安心の度合いが違ってくるのではないかというふうに思うわけなので、市と四ツ葉学園と保護者の制度的な三者協議の場をつくるということについて見解があれば示していただきたいというふうに思います。

(福祉)金子(文)主幹

保護者と移譲先法人と市との三者協議会の設置ということですが、当然市としても 4 月 1 日に移譲し、4 月、5 月の引継ぎ期間、この 2 か月が終わったら、もうこれで終わりですということではなくて、移譲後きちんと運営されているかどうか、そういう状況を把握することが当然必要であると考えていますので、ただ三者協議会という組織を設置するということまでは、現時点は考えておりませんが、保護者と法人と市とでそういう話し合う場というのは、きちんと今後もつくっていかねばならないと、そのようには考えています。

斎藤(博)委員

問題意識は同じようなことなのです。やはり 4 月からやって、初めての冬をくぐってみたらどうだったとか、前の説明会でもやはり運動会とかなんとかといろいろ言葉では言われていますけれども、実際やったときにどうなのだろうとかいろいろあると思うのです。私は一般的な話ではなくて、やはり今回の公立保育所の民間移譲に伴うアフターケアといいますが、そういったものというのは、小樽市として責任を持つべきだと私は思っています。そういった意味では、四ツ葉学園の協力も当然必要だと思うのですけれども、何らかの制度というのですか、機関というのですか、そういったものを検討してもらえないかと思うのですが、何かあったらやろうとか、考え方としては持っていますではなくて、今回の第 1 回定例会までもいいのですけれども、私としてはそういったシステムをやはり持って 4 月に入っていきべきだと。それは保護者の皆さんにも持たせるべきなのだと、そういうふうに考えるので、もう少し踏み込んで考えられないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

移譲後の保育所と市とのかわりなのですから、先ほども民間保育所と市のかかわりということで、直接運営は民間の運営なのですから、当然今でも入所申込み、入所の決定とか、市とのかわりというのはございますので、そういった点では、民間の保育所もどのような運営がされているかということは、常に私どもも把握していかなければならないと思うのです。

それと今回の真栄保育所の移譲なのですから、これまでこういったことがなかった、小樽市にとっては初めてのケースということで、やはり今後において、仮に今後も市があと残り 6 か所のそういった統廃合ということになった場合には、今回のケースというのは、どういうように民間移譲、保護者の方とか子供にいろいろ支障なくされるためには、どういうようなことが考えられるかということでは、そういった意味では今回が試金石というか、そういうことになるわけです。

ですから、この民間移譲ということが、やはり私たちは支障なく運営されるということが大前提になりますから、だから今は問題がないかどうかということはいろいろ想定しているのですけれども、やはり民間に移譲されて、親の協力も得ながら、そして問題ないということがきちんと続いていくということがやはり起こらなければならないというふうに思っていますので、そういった点では、今、斎藤博行委員が言われるような、親と四ツ葉学園と市と

の今回 4 月 1 日に移譲されて、それがどのぐらいの期間必要なのか、それはまた考えなければならないのですけれども、そういった面ではきちんと、例えば今第三者評価ということも四ツ葉学園で言っていますから、そういったものも果たしてきちんとどうなのかということも含めて、節目節目でそういったものをチェックするというか、そういうことも必要なのではないかというふうには考えていますので、できるだけお話にありましたように第 1 回定例会までというのがありましたので、その間に内部でどういうものが望ましいかということは十分検討させていただきたいと、このように思います。

斎藤（博）委員

私どもが厚生常任委員会の視察に行ったときには、少なくともこの 4 月 1 日にいる子供が全部卒園するまでの間は、やはり移行期間なのだというようなことで、第三者機関を設置して、そこで定期的に保護者の声を聞くなり、予定どおり進んでいるのかということ点を点検するようなシステムを要綱が何かで定めて動かしている自治体もあるというふう聞いております。そういったことは、民間移譲を経験する保護者の皆さんが持っている漠然とした将来に抱く不安とか、何かあったときにどうなるのだろうと、一般的な市と民間の保育所の交流というのは、これはあると思いますし、いろいろな情報交換もあると思うのですけれども、それとはちょっと別に、そういった保護者の皆さんの不安解消、それから小樽市として、保護者に約束した一定の質のサービスを提供するという部分が本当に進んでいるのかということ点を点検するようなシステムを、相手方の意向もあると思うのですけれども、ぜひ第 1 回定例会の厚生常任委員会までには整理していただきたい。期間についても、これでいけば今いる子供たちが全部卒園するまでと。何年がいいのかというのは、これまた別だと思うのですけれども、その部分は検討していただけるというふうに福祉部長が答弁してくれていると思いますので、その辺についてぜひ制度化をお願いして、私の質問を終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

私もちょうど重複する部分もあるかもしれないけれども、お願いしたいと思います。

真栄保育所の運営費に関する資金収支について

まず、四ツ葉学園の方で、今回このように申し込まれた中で、当然運営について収支的な部分も含めて、数字的にこのような形でなるといったことがあると思うのですけれども、基本的に恐らく定数で見られたかどうかもわからないのですけれども、どの程度の事業費で進められるのか。また、そのうちこのような職員の配置がありますので、どの程度の事業費の中で人件費の比率を持っていられるのかということをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（福祉）金子（文）主幹

今回、四ツ葉学園から提案いただきました運営費に関する資金収支なのですけれども、一応事業費、収入としては 6,000 万円程度の負担金の中で、その中で人件費の占める割合は 7 割程度となっております。

吹田委員

通常、保育園の場合は、基本的には人件費的なものが 8 割程度までの範囲という形でございますから、7 割という数字は大変健全な形という感じもします。

また、この中で運営とは別に、今度は新しい保育所ということについても、恐らく全体的な計画が出たと思うのですけれども、新しい保育所はどの程度の規模の大きさなのかとか、それからこれから具体的に数字をつくるかもしれないけれども、どの程度の建設費をもってそういうのに当たるのかという感じがあるのですけれども、この辺の情報で出せる範囲があればと思って聞きます。

(福祉)金子(文)主幹

新しい保育所の関係ですけれども、一応11月に募集していますので、当然その時点での計画ということで答弁しますけれども、面積は800平方メートル程度、事業費が1億7,000万円程度となっております。

吹田委員

私が考えていました、恐らく600平方メートルを超える程度の数字かと思ったのですけれども、大変ゆとりのある作り方だという感じもしないでもないのですけれども、この中でこういう形の予定をされているということなのですけれども、これにかかわっては10年間の土地の賃借料が240万円という問題もあるのですけれども、こういう中ではこういう資金計画的には、どの程度そういうものに投入できる形になっているのか、返済期間はどの程度なのか、それとそういう賃借料の関係も含めて、どの程度の資金を必要として設計されているのか。また、これについて、法人の本体が持つ形になっているのか、また施設が少しでも持つようになっているのか、これについてはどのような形の資金計画になっているのでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

先ほど答弁いたしました面積とか事業費は、あくまでも予定でございまして、これから法人としてもいろいろな新しい保育所を視察していく中で、きちんとその建物についてはどういう建物にしていくかというのは、これから決めていくということですが、一応あくまでも現在の予定でいきますと、1億7,000万円のうち、六千七、八百万円が国の交付金と市の補助金ということで、残りはその自己資金及び借入金ということで、借入金の返済計画は10年程度と聞いております。それで、借入金の償還については、あくまでも保育所単体の運営費ではなくて、法人本部といいますか、本体の方で借入金の償還は行う。ただ、土地代については保育所の運営費の中で賄っていきたいと、そのように予定されております。

吹田委員

このことにつきましても、福祉施設を運営する中では、こういう返済を何とかというのは、本来の業務ではございませんので、この辺についてはやはり先ほども別の委員の方が言っていましたけれども、児童福祉施設なりこういうものというのは、本来は行政がやらなければならない形なものですから、この辺についてはそのようなことも配慮しなければという感じになってきておりますので、これについてはお願いしたいと思います。

保育所の施設の維持について

続きまして、今の施設の維持の関係で、あの施設は雨漏りなどが発生しているというようなことを聞いております。今、市内の公立保育所の中で、そういう問題がよく出ているというのは、ほかにどの程度の施設があるのでしょうか。あそこだけがそういう問題なのかと思うのですけれども、この辺のところ、全体的に多くは老朽施設ばかりなものですから、そういう問題についてどのような形で対応されているのか、またこのようなことが結構起きてくるのかどうかの問題ですが、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

金額についての資料は、ちょっと持ち合わせていないのですけれども、本当に赤岩保育所を除きまして、各保育所でございます。雨漏りという直接的な部分もございまして、園庭を囲っているネットの調子がよくないとか、設備品も含めて調子が悪いということもあります。今、現行予算は300万円の修繕についての予算をいただいております。その中で優先順位をつけながら整備しておりますけれども、根本的な修繕といいましても、改修に近いような形での修繕ができていない状況でございます。

吹田委員

私たちの方もほぼ、あそこの施設を見まして、現実的にもどうしても新しい保育所でなければ無理だという話が出て、現在になっているわけです。それを考えますと、そういうものが起こるのは当然という感じがするのですけれども、私が見ている中で、全国の市の場合は、そういう施設を民間に渡す場合に、ある程度のそういった使い

る形、そういうものが発生しない形ということは、当然行われているというのが基本だと思っています。

問題は、今回はこういう真栄保育所の現状について、どのような形で対応されるのかについてちょっとお聞きしたいと思うのですが、それとそういう面では、あと 1 年間は最低でもあそこに約 80 人の子供がいて、日ごろあそこで常に生活されるということを考えますと、私にしてみれば、そういう面であと 1 年間は最低でもきちんと心配がない形で、確かに壊すこともありますから、そんなにお金をかけるのはもったいないという話もございませうけれども、でもやはりそういうことについては、私はそういうものが条件でないかという感じがするのです。そういう条件にしていけないと言われるかどうかわかりませんが、その辺も含めて、今回はどのように対応されたのか、また、これからそういう問題が 1 年間は何か起きないような形でできるのかどうか。何か聞くところによりますと、屋根の雪は常に落とせばいいという話もあるようなことも聞いたことがありますけれども、そういうようなものでいけるのかどうか。また、そういう形でないのかもしれないし、その辺についても詳しくは押さえていらっしゃると思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

今回の真栄保育所につきましては、基本的には現状のままで四ツ葉学園に引渡しをする。それで、四ツ葉学園の方で施設を再点検する中で、必要最小限度の補修をしていただくと、そのようになっております。

吹田委員

そここのところが私もよく理解できないのです。あちらで、要はぼろぼろでもうだめという感じのものをそのまま渡すのかということが、私はすごく大事だと思うのです。確かに古くてどうしようもなく、最終的には壊すのも全部あちらで持ってほしいということをやりますから。けれども、私はそういうところについては、最低、窓が割れたら直すぐらいのことは、絶対に必要かなと、それが私は信義だと思うのです。そういう部分についてあと 2 か月ございませうので、その辺のところ、4 月 1 日になったらあちらだから、あとは知りませうという形になるかどうかという問題も含めて、それはちょっとないのかと。私などは、きちんとやはりいい形でこういうものは進んでいただきたいと考えるので、そういう部分のところはちょっと今のような考え方なら、私としては賛成しかねるかな。全体的なことについてはいいです。私はそういう部分については、やはり明らかにちょっと温かみのある対応をしていただきたいというのが希望なのですが、この辺についてはいかがなものでしょうか。

福祉部長

基本的には、四ツ葉学園との話し合いでは、今あるものを私たちが 1 年間何とか維持しながらやっていくから、必要な修繕はやるのですというような、そういう覚悟を十分持ちながら話を進めているということなのではございますけれども、それで説明会のときに、「雨漏りしているのです、あれはあのままですか」ということを言われまして、私もすぐ見に行って、確かに奥の方はやはり雪止めをつけていて、それが氷になって、漏ってくるのです。やはりそれが漏れてきて、「子供のオーバーとかをかけて、そこがぬれてしまうのです」というお話を聞きました。やはり屋根を全部取り替えないと、根本的には直らないのですけれども、市の施設もたくさんあるのですけれども、屋上からの漏水ということで、いろいろな手当をしているのです。見たところ、全く何も手当をしていない状態だったものですから、恐らくそういう状態であれば、すがもりで落ちてくるのだらうということなのです。ですから、場所的にもこの部分だということも私も見てわかりましたし、ただ雪止めを取って全部落としていいのかと思ったら、夏場はそこを子供たちが通るところなのですけれども、冬場はちょっと見たところ、がけになっていて、そのまま雪を落としてもいいのかと思うけれども、けれどもやはりたまたまそこに子供がいたら危ないのだらうということで、恐らくそういう感じで雪止めをつけているのだらうと思うのですけれども、部分的にもわかりましたし、どういう手当をすればいいかということは、基本的に私も見てわかりましたので、とりあえずは市の方で応急手当をするほどの程度かかるのかということ、まず考えてみたいと思います。当然それは 4 月 1 日前にもすがもりしてくる可能性がありますので、だからそういう部分でどの程度かかって、どういふことをすれば子供の服に水がかかること

を避けることができるのか、それはちょっと早急に考えてみたいと思います。市の方である程度できて、あとはもう四ツ葉学園が任せてくださいというのであれば、そういうことも話しますし、だから、とりあえずは今ある状態で全く手だてをしていませんので、どういう手だてをすれば最低限それを防ぐことができるかどうか、それを早速考えてみたいと、そういうふうに思います。

吹田委員

ぜひ、私などは少なくとも基本的にこの問題につきましては、いかにスムーズにやっていただくかということをお願いしておりますので、そういう部分についても何とか御配慮いただいて、スムーズにやっていただきたいと、こう思っております。

保護者説明会での内容について

続きまして、この保護者説明会の内容を見ておまして、それに関連してですけれども、先ほどもほかの委員から質問があった引継ぎという問題について、答弁では児童票なりなんんりの引継ぎだということでございますけれども、私たちがそういうことを考えますときに、やはり個々の皆さんの生育歴等について、それぞれ極端なことを言えば、いわゆる一人一人がどのような形になっているのか、例えば感染性の病気についていつどのようにかかったとか、これについて細かく、恐らく市のところでも持っていらっしゃると思うのです。こういうものについても、それからそれを渡せば済むかというもので、私はないような感じがします。だから、そういう面ではそういう部分についても、やはり担当保育士と、今なら学校に行くときに、幼稚園、保育園とコンタクトをとって、そういう問題について今積極的にやろうということで、進めていますけれども、やはりこれはそれとは別に、小さな関係でございますけれども、そういう部分について、もう少しそういうことについて時間がとれるとか、またそういう形で実際の現場の方々がコンタクトをとれるような形のものが必要ではないかと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

(福祉)金子(文)主幹

確かにそういう子供一人一人のそういう細かな状況については、2月から5月までのそういう引継ぎの期間の中で、お互いの公立と民間の保育士同士がきちんと話をさせていただいて、引継ぎ業務の中でそういう子供の細かな一人一人の状況なんかをきちんと伝えていく、そういうことが必要だろうと考えております。

吹田委員

それでは、またここで私の方で確認したいと思っているのは、例えばいろいろな保護者からの保育内容についての照会がありまして、例えば、ノロウイルスの感染症の対策がどのようになるのかということであったのですけれども、これなんかは現在の保育所ではノロウイルスに対してどのような対策をとっていらっしゃるのですか。それと、今度新しくやる方々は、これに対してどのような対策をとられるという形で、例えば検討されたのかと、この辺ちょっと参考でお聞きしたいのです。

(福祉)金子(文)主幹

ノロウイルス等の感染症への対策ですけれども、現在も当然手洗いとうがいの励行、あとはタオルの共用はしない。あと施設内の消毒をきちんとやる。これは移譲後も同じようにきちんとやっていただくということになります。

吹田委員

これについて私などは、ノロウイルスについては、基本的にはその程度ではちょっと防ぎきれないという感じがしておりまして、だからこちら辺のところ、今の段階では、例えば、子供たちは、手を洗った後の手ふきについては、どういう形で今やっていらっしゃるのですか。

(福祉)子育て支援課長

手洗い後の手ふきについては、ペーパータオルを使ってございます。

吹田委員

このノロウイルスについては、大変これは難しい対応が求められる感じなのですが、これはノロウイルスにしても、それからインフルエンザにしても、みんなそういう感染症にかかわることについては難しい部分があるのですが、この辺についてはやはり現状等、それから次にやる方々のその辺のところは、恐らく説明の前の段階で調整したと思いますけれども、この辺については保護者の方々の不安にならない部分という感じで、常に対応していただきたいという感じがしております。

また、保護者の皆さんから、いわゆる子供の人数に合わせた職員配置というのはどうなのかということがあったと思うのですが、現在は、いわゆる真栄保育所の場合については、実人数に合わせた職員の配置となっているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

定員80人に対する基準配置ということで一つ分けた分と、プラスで休憩代替、それから週休代替というような形でついてもらっています。

吹田委員

そうしますと、通常は平日の、そういう休憩代替とか、それから週休代替とかになりますけれども、それが配置されて全部で十何人ということなのですね。そうしますと、平日の実質の人数というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

(福祉)子育て支援課長

実際のところ、そういう週休代替だけではなくて、年休取得、病欠等々がありますので、実際に何人その日いらっしゃるのかということでは、把握はしていないのですが、定数配置をしておりますけれども、最近の入所状況で申し上げますと、最低基準は網羅しているというか、クリアしている状況です。

吹田委員

保育所の場合は、一般の方々にとっては大変よくわからない部分があって、やはり実際にその日に子供たちに合った人数の職員がいるかどうかという、いわゆる代替で休んでいるとか、有休をとっているとか、何かそういう休んでいるのを全部含めての人数だと言っていますので、職員の人数が。だから、そういう面ではそういう部分をしっかりと見なければ、そこのところはどれだけの人が子供にかかわっているかということについてわからない状況にあるというのが現実かと思っております。この辺について、これから四ツ葉学園がこの部分についてしっかりと見ていただくということなのだと思いますけれども、その段階で四ツ葉学園に対して行うときの条件で、基本的に定数の部分は必ず職員を配置するとしたのか、実際の人数に合わせて職員を抱えることについては、それでいいとしたのか、この辺についてちょっと確認しておきたいと思っております。今後いわゆる定数というのは80人でございますけれども、場合によっては私らの前回の質問事項の中では、恐らく50人ぐらいになるのではないかと、万が一の場合です、大変な人数になっていますから。ここの全体の入所の申込みも、大分下がってきていますので、そういう面では全体があく可能性もあると思っておりますので、そういう場合に職員の配置も、そういうときに実態として3対1、6対1、20対1、30対1の形でいいかどうかという問題についてこの辺の部分の市の認識としてはどのようになっていますか。

(福祉)金子(文)主幹

この職員の配置につきましては、募集要項では児童福祉施設最低基準に規定する職員及び特別保育事業の実施に必要な職員を配置するというところでうたっております。ですから、この最低基準というのは、当然入所児童数ということで考えています。

吹田委員

ということは、保護者への説明の中でも、そこのところについては保護者から理解をいただいたということで、

見ていてよろしいのですか。

(福祉)金子(文)主幹

そういうふうに考えております。

吹田委員

民間になりますと、民間は1人幾らの運営費という形になりますので、この辺については市の方で定数で配置するなんていう形のことには全くならない形ですので、この辺については私の方は定員割れにならないことを願っていますけれども、きちんとしたサポートをお願いしたいと、こう思っていますし、私の方では保護者の皆さんが恐らく全体的なサービスのことも考えましたら、移譲されたことによって、非常によかったという感想をいただけることを期待していますけれども、これからやはり初めての完全な民間移譲でございますから、福祉部も含めて、各部の皆さん方の積極的な支援をいただいて、民間移譲が進められるように期待していますので、ぜひそのようによろしく願いまして、また福祉部長には特に初めてのこともありますけれども、その辺のところもお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

4月1日ということで、あと2か月ほどしかないわけですがけれども、それまでの間に、やはり十分四ツ葉学園とも打合せをする。あとやはり今後保護者の方と、まだ細かいことはいろいろとあるのです。今回の説明会でも、恐らくいろいろと細かい質問はあったのではないかと思いますのですけれども、それはまたこれからのことということで、そういったことで4月1日に向けて、四ツ葉学園からもいろいろ保護者に説明、今回は年間スケジュールや、業者などについてのお話がありましたけれども、中央保育所が考えたスケジュールと今の真栄保育所がやっているスケジュールがちょっと合わないという、それはどうするのだというような話もありましたし、だから、これからそういうことも含めている保護者の皆さんと十分打合せをしながら、4月からの四ツ葉学園の新しい保育所運営等、進めていかなければならない。やはり8月からの保護者説明会でも、皆さんの心配は初めは民間移譲をしたいのだと言ったときに、なかなか意味がわからなくて、どこかの株式会社が出てきて運営するのかという、そういう全く保護者の方々がわからない中はずっと進めてきたという中で、ようやく四ツ葉学園ということがわかって、中央保育所で、26年間保育をやっているのですということで、ようやく少し心配も解けてきたのかというところなのです。ただ、やはり4月1日からやってみないと、まだまだわからないこともいっぱいありますので、予期しないこともあるだろうと、そういうことでまず2か月、これから準備を十分行って、そして4月1日からの民間移譲をして、私たちもそういった中では保育士を4人配置しますがけれども、今日の保育では問題がなかったのかどうか、それを毎日チェックしながら、問題点があればすぐ改善をするとか、そういうことをしながら、この新しい民間移譲、新しい保育所運営、そういうことに十分つなげていきたいということやっていきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。